# 磐田市電子入札運用基準

平成 19 年 9 月 1 日施行
（令和４年４月１日改正）

この磐田市電子入札運用基準は、発注者と入札参加希望者がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用した静岡県共同利用電子入札システムで行う入札手続（以下「電子入札」という。）について、電子入札を円滑かつ適切に運用できるように取扱いを定めたものです。

（定義）

「発注者」：電子入札事務の執行課

「入札参加希望者」：入札（見積りを含む）に参加しようとする者（入札参加資格者）

「紙入札」：紙の入札書の持参による入札

「ＩＣカード」：電子認証局が発行した電子証明書

「紙入札者」：紙入札により入札に参加する業者

「代表者」：入札参加資格のある業者の代表者

「受任者」：代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者。

「経常ＪＶ」：経常建設共同企業体（磐田市建設工事共同企業体取扱要領（平成 20 年施行。以下「要領」という。）に規定する者）

「特定ＪＶ」：特定建設工事共同企業体（要領に規定する者）

「紙媒体」：参加申請書や入札書などを記録する紙

## １ 電子入札について

### １－１ 電子入札システムについて

静岡県共同利用電子入札システムとは、建設工事及び建設関連業務に係る入札を処理するシステムで、電子入札システムと入札情報サービス（以下「ＰＰＩ」という。）で構成されるものです。電子入札システムとは、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を処理するシステムです。

### １－２ 電子入札実施の考え方について

発注者が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は電子入札システムで処理することとし、ＷＴＯ案件を除き、原則として紙媒体による参加申請書や入札書の提出は認めないものとします。

### １－３ ＰＰＩの運用について

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表、その他入札手続きに必要な事項の公表はＰＰＩで行います。（当分の間は、従来どおり磐田市ホームページ等での公表を行います。）

２ 電子入札システムの利用について

２－１ システムの運用時間について

電子入札システム及びＰＰＩの運用時間は、原則として下表のとおりとします。

| | 電子入札システム | ＰＰＩ |
|---|---|---|
| 発注者 | ８：３０～２１：００※ | ８：３０～２１：００※ |
| 入札参加希望者 | ９：００～２１：００※ | ２４時間運用 |

※ 土・日・祝日を除く。

２－２ 電子証明書について

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当し、誰に発行されたものであるかを電子認証局が証明します。静岡県共同利用電子入札システムで利用可能なＩＣカードは、ＪＡＣＩＣ（財団法人日本建設情報総合センター）の電子入札コアシステムに対応した民間の電子認証局が発行したものです。

２－３ 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準について

電子入札を利用することができるＩＣカードは、磐田市の建設工事又は建設工事関連業務委託の入札参加資格申請をした代表者又はその受任者（入札参加資格者名簿登載者）のＩＣカードに限ります。なお、受任者による電子入札の利用は、年間委任状（入札参加申請に伴うもの。）が提出された場合に限ります。

２－４ 利用者登録について

初めて電子入札システムを利用する場合や、新しくＩＣカードを取得された場合は、電子入札システムによる利用者登録を行ってください。また、登録事項に変更がある場合、電子入札システムによる利用者登録・変更手続を行ってください。入札参加資格に関わることは従来どおり変更届を紙媒体により発注者へ提出してください。

２－５ 利用者登録番号の発行について

新規に利用者登録をする際に必要となる、入札参加希望者ごとの「利用者登録番号」と「商号又は名称」を記載した通知書を、発注者において発行します。入札参加希望者は、新規に利用者登録をする場合及び新たにＩＣカードを取得した場合は、「電子入札利用者登録番号請求書（新規・変更）」（様式１）を発注者へ提出するものとします。

なお、登録事項に変更がある場合は、２－４の利用者登録の変更手続きを行う前に様式１へ変更事項を記載のうえ、発注者へ届け出てください。ただし、利用者登録番号は、登録事項の変更やICカードの更新をした場合でも従前の番号を使用することとなります。

２－６ 代理について

電子入札においては、代理は認めません。

２－７ ＪＶの取扱いについて

ＪＶ（経常ＪＶ、特定ＪＶ）においては、ＪＶ代表構成員が単体企業として利用者登録済みのＩＣカードを使用するものとし、経常ＪＶにあっては入札参加資格審査申請時に、特定ＪＶにあっては結成時に「電子入札利用届（JV 用）」（様式２）を発注者へ提

出してください。

3 システム障害等について

システム障害等により電子入札システムによる入開札事務の処理ができないことが判明した場合は、その状況を調査し、原因、復旧見込み等を勘案して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの処置をとります。

3－1 システム障害について

電子入札システム用サーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じます。この場合は、必要な事項を電子入札システム以外の方法（ＰＰＩ、電子メール、電話、ＦＡＸ等）により発注者から入札参加者（入札参加希望者を含みます。以下同じ。）に連絡するものとします。

3－2 システム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加希望者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じることがあります。この場合は、必要な事項を電子入札システム、ＰＰＩ、電子メール、電話、ＦＡＸ等により発注者から入札参加者に連絡するものとします。

4 入札案件登録について

4－1 受付期間等の設定について

電子入札に係る申請書の受付期間等は、次の期間を標準とします。

①入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の受付期間：入札公告日から指定する期限まで

②入札参加資格確認結果通知期間：①の申請書等受付指定期限日から２日以内

③入札書等の受付期間：④の開札予定日の前々日及び開札予定日の前日

④開札予定日：②の入札書受付締切日の翌日

なお、それぞれの開始時間及び終了時間は、それぞれに設定するものとし、また、土日、祝日の受付はできません。

4－2 案件登録事項の変更について

登録した案件の登録内容を変更した場合は、ＰＰＩに変更の概要を掲載するなどの方法により、速やかに周知するものとします。この場合、すでに申請書等の提出済の者がいる場合は、発注者は確実に連絡の取れる方法により変更した旨を伝え、必要な場合には書類の再提出を求めるものとします。

5 関係書類の提出について

入札参加資格確認申請書に添付する添付資料・関係書類（以下「関係書類」という。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとします

が、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがあります。

また、案件の特性によっては説明できる者による持参を求める場合があります。これらの場合は、その旨を案件公告に明記します。

５－１ 関係書類の作成方法について

関係書類の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は表１を標準とします。

表１ 使用アプリケーション

| №. | アプリケーション名 | ファイル形式等 | 備 考 |
|---|---|---|---|
| 1 | Word（Microsoft Corp.） | Word2002 形式以下 | マクロは絶対に含めないでください。<br>保存形式によっては損なわれる機能があるので、保存したファイルを確認の上、提出してください。 |
| 2 | Excel（Microsoft Corp.） | Excel2002 形式以下 | |
| 3 | ＰＤＦ | Acrobat 最新 | |
| 4 | 画像ファイル | JPEG 形式、GIF 形式 | |
| 5 | ファイル圧縮 | Lzh、Zip、Cab、ただし、自己解凍形式（EXE 形式）は認めません。 | |
| 6 | その他 | その他発注者が認めた形式 | |

５－２ 関係書類の提出方法について

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。

ただし、電子ファイルの容量が３ＭＢを超える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を発注者と協議の上、その指示に従ってください。

提出する際の方法は、次のとおりとします。

・添付ファイル名は、会社名、申請書類名及び入札番号とすること。（添付ファイル名の例：「○○会社　申請書　入札番号」等）

なお、関係書類を紙媒体で（電子入札システムを利用せずに）提出する場合は、電子入札システムで申請書等を提出する際に紙媒体で関係書類を提出する旨の文書を代わりに添付して下さい。この場合の紙媒体の提出期限（当該案件の発注者に必着とします。以下同じ。）は電子入札システムによる提出期限と同一とし、発注者は必要な関係書類を全て受理した時点で電子入札システムにより参加申請書受付票を発行するものとします。

５－３　質問書の提出について

電子入札案件では原則として電子入札システムにより質問及び回答をするものとします。

５－４ ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフトウェア）を導入するなどの対策を講じてください。ウィルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類

等を作成、提出する前に必ずウィルス感染チェックを行ってください。

発注者は、提出された関係書類その他の電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウィルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとします。入札参加者から提出された関係資料等がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム管理者に連絡するとともに、当該関係資料を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとします。

６ 入札について

電子入札では、申請書等や入札書等は電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとします。電子入札システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、申請書等や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認してください。受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、電子入札共同利用センターヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、各受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。

また、入札書の内容は暗号化して記録されますので、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）はその内容を確認することができませんので注意してください。

６－１ 電子入札による提出について

電子入札システムによる入札書受付期間は、開札予定日の前々日（午前９時から午後９時まで）及び前日（午前９時から正午まで）の２日間（土日祝日を除く。）を基本とします。

６－２ IC カードの再取得が間に合わない場合の特例について

会社名、会社住所、代表者の変更により、IC カードの再取得が間に合わない場合「旧 IC カード使用届」（様式３）を発注者に提出することにより、IC カードの再取得をするまでの間（当該事項の変更後２か月以内）は再取得前の IC カードで入札参加できるものとします。

６－３ 紙入札による参加について

電子入札案件において次の紙入札を認める例に該当することとなった場合は、入札参加者は、「紙入札方式参加申請書」（様式４）を紙媒体で速やかに提出して、承認を得てください。この場合、制限付き一般競争入札及び特命随意契約の紙入札方式参加申請は、申請書等の提出期限までに行い、指名競争入札にあっては入札書の提出締切りの前日までに行ってください。なお、承認された後、申請書提出期限内に紙媒体による入札参加資格申請書及び必要資料を提出することとなります。

＜紙入札方式参加申請を認める例＞
①．ＷＴＯ対象案件の場合
②．会社名、会社住所、代表者の変更により、ＩＣカードの再取得が間に合わない場合
③．ＩＣカードの閉塞（ＰＩＮ番号の連続した入力ミス)、破損、盗難等による再発行手続き中の場合
※ 上記②、③は、社会通念上妥当な手続き期間内に限ります。
④．その他やむを得ない事情があると認められる場合

６－４ 紙入札方式による提出期限について

紙入札方式により入札に参加する場合は、当該案件の開札日時に入札書等を提出するものとします。

６－５ 電子入札から紙入札への移行について

電子入札システムで、申請書等提出から入札書受付期間までの間に入札参加者側の都合により電子入札システムによる処理の継続ができなくなった場合は、当該案件を担当する発注者に「紙入札方式移行申請書」（様式５）を紙媒体で提出して、承認を得てください。承認の基準は６－３に準じます。

６－６ 紙入札から電子入札への移行について

紙入札方式の承認を受けた後の電子入札への移行は認めません。

６－７ 入札の辞退

電子入札システムで入札書提出前に辞退する場合、入札書受付期間に電子入札システムにより辞退してください。

７ 工事費内訳書

入札書に添付する工事費内訳書（以下「内訳書」という。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとしますが、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがあります。紙媒体による提出を求める場合は、その旨を案件公告に明記します。

７－１ 内訳書の作成方法について

内訳書の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は５－１に準じます。

７－２ 内訳書の提出方法等について

内訳書は、原則として電子データで提出するものとし、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。内訳書の電子データの提出期限は、電子入札の入札期限と同じです。紙入札の場合の内訳書の提出期限は、紙入札の入札書提出期限と同じです。また、入札参加者が採用している積算システム等を利用して内訳書を作成し提出する場合、内訳書は７－１の条件を満たしてください。

７－３ ウィルス対策について

ウィルス対策は、５－３に準じます。

８ 開札について

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、開札予定日時が同一の電子入札案件が複数ある場合の開札は一括開札処理で行います。なお、紙入札方式による参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書を開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行います。ただし、制限付き一般競争入札において、同日開札の複数案件に同一の技術者を配置予定技術者として申請している入札参加者がいる場合は、当該案件ごとに開札します。

８－１ 開札時の立ち会いについて

電子入札方式による入札参加者は、開札に立ち会うことができます。代理人の場合は委任状が必要です。

立ち会いを希望する入札参加者（以下「入札立会者」という。）がいない場合は、当該入札事務に関係のない磐田市の職員を立ち会わせるものとします。また、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときには、入札立会者及び当該入札事務に関係のない磐田市の職員を立ち会わせないことができるものとします。

なお、入札立会者への予定価格及び入札参加者についての情報提供は、落札決定後でなければならない。このことから、この電子入札システム入力作業時等の立ち会いにおいては、予定価格及び入札参加者の情報が提供されないことに注意するものとする。

８－２ 電子くじの実施について

電子入札案件で落札となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、電子くじを実施します。

紙入札者は、任意の数値を決め、入札執行者がその数値を電子入札システムに入力します。

８－３ 開札処理が長引いた場合について

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延（１時間程度を目安とします。）する場合は、契約検査課は必要に応じて電子入札システムその他適当な手段により処理状況の情報提供を行うものとします。

８－４ 開札の延期について

開札を延期する場合、発注者は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとします。

８－５ 入札書未提出の取扱いについて

入札書提出締切予定日時において、入札書又は辞退届が電子入札システムサーバーに未到着の入札参加者は、失格したものとみなします。

８－６ 開札の中止について

開札を中止する場合、発注者は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに取止めの結果登録をするものとします。

８－７ 入札書提出後の辞退について

原則として、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

例外として、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、入札参加者が開札までに、電子入札システムにより資格喪失届（紙入札の場合は、「参加資格喪失届」（様式６））を提出するものとし、発注者の許可により辞退したものとします。

＜電子入札システムにより入札書提出後の参加資格喪失の届出を認める例＞
・入札書を提出後、他の案件を落札したことにより、予定していた技術者を配置できなくなった場合

８－８ 再度の入札について

開札の結果、落札者が決定しない場合、再度の入札（以下「再入札」という。）を電子入札で行います。再入札は第１回目の開札の翌日実施を基本とします。ただし、第１回目の入札が開札日の午前中に終了する場合など、当日に再入札を実施できる環境が整えば、入札結果通知から概ね３時間以上をあけ、再入札を行います。再入札の実施については、入札の当該案件に入札書を提出した参加者全員に入札結果通知とあわせて通知します。なお、発注者は、落札決定を当日行なう案件について、第１回目の入札前に（再入札は当日実施する旨）入札参加者へ周知をはかります。なお、再入札に紙入札が含まれる場合、紙入札方式による参加者は発注者が指定した開札日時に指定した場所に入札書を持参するものとします。

９ その他

９－１ ＩＣカードの不正利用

入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合には、入札参加停止等の処分を行うことがあります。電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消します。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事等の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

＜不正にＩＣカードを使用等した場合の例＞

・ 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、または参加しようとした場合

・ 代表者又は受任者以外のＩ　Ｃ　カードを使用して入札に参加し、または参加しようとした場合

・ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加し、または参加しようとした場合（ただし、６－２に基づく届出書を提出し、かつ代表者が変更後２か月以内の場合は除く）

様式１（2－4関係）

※

| | |
|---|---|
| 22211000 | |
| 22211000 | |

# 電子入札利用者登録番号請求書(新規・変更)

年　　月　　日

磐田市長

（ 届 出 者 ）
住　　所
商号または名称
代表者名(受任者)

磐田市の電子入札システムによる電子入札に参加する際に使用するICカードの情報を下記のとおり届け出ます。

記

**電子証明書(IC カード)の情報**

| | |
|---|---|
| ①電子証明書(IC カード)発行認証局名称 | |
| ②電子証明書(IC カード)シリアル番号 | |
| ③電子証明書(IC カード)有効期限終了日 | 年　　月　　日 |
| ④電子証明書(IC カード)に記載された所属組織名称 | |
| ⑤電子証明書(IC カード)に記載された所属組織住所 | |
| ⑥電子証明書(IC カード)に記載された所有者氏名・役職 | |
| ⑦届出者郵便番号 | |
| ⑧届出者電話番号 | |
| ⑨届出者Fax番号 | |

**※　電子証明書(IC カード)の所有者が代表者名と異なる場合は、システムの利用ができませんのでご注意ください。(代表者とは、磐田市の建設工事または建設関連業務委託等の入札参加資格者を指し、権限を委任している場合はその受任者となります。)**

**※　用紙右上の※印欄は、記入不要**

**※　新規・変更の欄へ〇印を付けること。**

様式２（２－７関係）

# 電子入札利用届（ＪＶ用）

年　　月　　日

磐田市長

共同企業体の名称

共同企業体の種別　経常建設共同企業体・特定建設工事共同企業体

代表構成員　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者　　名
構成員　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者　　名
構成員　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者　　名

本共同企業体において、非代表構成員は代表構成員に入札に関する一切の権限を委任し、代表構成員のＩＣカードにより静岡県公共事業電子入札システムによる電子入札に参加したいので、届け出ます。

なお、共同企業体の協定内容については、別途、「共同企業体協定書」に定めます。

様式３（６－２関係）

# 旧ＩＣカード使用届

年　　月　　日

磐田市長

（届出者）
住　　所
商号又は名称
代表者　　名

このたび、磐田市建設工事等入札参加資格者名簿の登録内容変更に伴いＩＣカードの登録内容を変更することになりました。

現在新ＩＣカード取得中のため、新ＩＣカード取得までの間、旧ＩＣカードの使用について下記のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建設業許可番号 | | 建設業許可行政庁 | 建設業許可番号 |
| | | 国土交通大臣<br>静岡県知事<br>（　　）知事 | 第　　号 |
| 登録内容の変更項目 | | 旧ＩＣカード | 新ＩＣカード |
| | 商号 | | |
| | 代表者 | | |
| | 住所 | | |
| 使用期間 | | 年　　月　　日（登録内容変更日）<br>～　　年　　月　　日（変更日から２か月以内） | |
| 連絡先 | | 所属・氏名<br>電話番号 | |

【留意点】

※届出者のうち、代表者名は新ＩＣカード所得者（本社等より権限の委任を受けている場合は受任者名）を記入してください。

※建設業許可行政庁欄は該当する行政庁に○、又は（　）内に都道府県知事名を記入していください。

※建設業許可番号のうち、「般－○○」、「特－××」は記入しないでください。

※登録内容の変更項目欄については、該当項目のみ記入してください。

※使用期間のうち、登録内容変更日は建設業許可内容の変更年月日と同じとしてください。

※使用期間終了後に、旧ＩＣカードで入札に参加したことが確認された場合は、入札参加資格停止措置等の対象となることがあります。

様式4 （6－3関係）

# 紙入札方式参加申請書

年　月　日

磐田市長

（申　請　者）
住所
商号または名称
代表者名(受任者)

下記案件について、磐田市の電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を申請いたします。

記

1.案件名称(入札番号および建設工事名または委託業務名)

2.電子入札システムによる参加ができない理由

---

上記について承認いたします。

年　月　日

様

磐田市長

様式5 （6－4関係）

# 紙入札方式移行申請書

年　月　日

磐田市長

（申　請　者）
住所
商号または名称
代表者名(受任者)

下記案件について、磐田市の電子入札システムによる電子入札の処理が継続できなくなりましたので、紙入札方式への移行を申請いたします。

記

1.案件名称(入札番号および建設工事名または委託業務名)

2.電子入札システムによる処理が継続できない理由

---

上記について承認いたします。

年　月　日

様

磐田市長

様式6 （8－7関係）

# 参加資格喪失届

年　月　日

磐田市長

（申　請　者）
住所
商号または名称
代表者名(受任者)

下記案件について、磐田市の電子入札の参加資格を喪失したので、届け出ます。

記

1.案件名称(入札番号および建設工事名または委託業務名)

2.参加資格を喪失した理由

例)
①廃業したため
②配置予定技術者を配置できなくなったため
③入札参加停止処分を受けたため